

第七十一回国会 大蔵委員会議録 第四十四号

昭和四十八年六月二十九日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君 理事 木村武千代君

理事 松本 十郎君 理事 村山 達雄君

理事 森 美秀君 理事 阿部 助哉君

理事 武藤 山治君 理事 荒木 宏君

大西 正男君 金子 一平君

木野 晴夫君 國場 幸昌君

三枝 三郎君 渡海元三郎君

中川 一郎君 野田 毅君

萩原 幸雄君 坊 秀男君

村岡 兼造君 毛利 松平君

塚田 庄平君 広瀬 秀吉君

村山 喜一君 増本 一彦君

広沢 直樹君 内海 清君

竹本 孫一君

出席國務大臣 大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員 大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敬一君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

運輸政務次官 佐藤 文生君

委員外の出席者 外務省経済局次長 西田 誠哉君

外務省経済局国際機関第一課長 羽澄 光彦君

大蔵省関税局輸入課長 大槻 章雄君

国税庁調査査察部調査課長 松本 久男君

農林省食品流通局総務課長 増田 甚平君  
大蔵委員会議長 末松 経正君  
室長

委員の異動  
六月二十九日

辞任 塩谷 一夫君 補欠選任 國場 幸昌君

同日 國場 幸昌君 補欠選任 塩谷 一夫君

本日の会議に付した案件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しております。

これより質疑に入ります。

す。塚田庄平君。

○塚田委員 九月からガットの国際ラウンドが始まっていると協議をされるという情勢の中で、A T A条約は実際衆議院を通っておりますが、今度のA T Aカルネというものをどう許可するか。そこでA T Aカルネの仕組みをどうするか、こういうことでこうなっていくのだという仕組みを、順序を追って一応御説明願いたいと思っております。

○大蔵政府委員 ごく大体の仕組みを、図解をもつて担当の輸入課長から説明させます。

○大槻説明員 本件につきましては非常に技術的なことでございますので、チャートを持ってきておきますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

A T Aカルネのその図解の説明でございます。輸出、輸入国ございまして、カルネの発給団体、これは特例法の規定もございまして、大蔵大臣が認可するというところでございまして、この発給団体、これは保証団体と同じでございますが、これになりますのは一九六二年の国際保証組織に関する民間協定というのがございまして、それに加盟いたしますこの国際商業会議所の傘下に入りましてチェーンの団体が保証団体になるわけでございますが、それで具体的にカルネを利用する場合には、利用者がカルネの発給申請を発給団体にいたします。そしてカルネの発給をきめますと、そのカルネというものはこれは免税一時輸入のための通関手帳でございます、その機能といたしましては、通関の書類の代用という機能と、それから担保の提供という機能と二つを持っておるわけでございます。そのカルネの中に、輸出申告の場合でありますと、通常の輸出申告書に見合ふような輸出申告、それから許可というふうなかつこうの書類がそれぞれ入っておりますわけでござ

います。したがって、輸出申告をいたしましたすと、輸出証書というものを税関のほうは切り取って持っておるわけでございますが、輸出の控えというものがカルネのほうに残っております。そこでどういふものが輸出されたかということが残っております。これはあとで申し上げますが、再輸入免税で返ってくる時にチェックするための同一性の確認のための資料として利用されるわけでございます。そこでカルネの提示をいたしましたして輸出申告を行ない、必要な検査等をやつて、その結果オーケーになりますと、そのカルネを返却いたします。それで輸出になります。

今度は輸入側でございますが、今度は免税一時輸入の関係になってくるわけでございますが、カルネの提示をいたしましたして、輸入の申告、再輸出免税の申請、それから担保の提供、この担保の提供というのは、カルネが担保の提供の機能を営むわけでございます。それで輸入になりますと、輸入証書というのを輸入側の税関は保管しておるわけでございます。輸入控えというのはまたカルネに残っております。本人がそれを持っておるわけでございます。輸入許可になりますと、カルネを返却いたしましたして、そしてそこで国内のビジネスをやるわけでございます。

今度は、出ていく場合になりますと、手続的には輸出申告になるわけでございまして、カルネの提示をやり、そこで必要な検査等をまたその国におきましてやりまして、輸出の許可をいたしますと、カルネを利用者にまた返却するわけでございまして、そこで再輸出証書を税関が保管することになっております。したがって、入ったときの輸入証書と再輸出証書と、ここで同一性の確認ということが行なわれるわけでございます。そして最初の輸出にまた戻ります。この国から見れば、輸

出ということになるわけでございます。

それで、この輸出にまた再輸入されましたときには、カルネの提示、この当初の輸出からいいますと輸入申告、それから再輸入の免税申請というところで、再輸入証書を保管いたします。最初の輸出証書の保管と再輸入証書の保管ということで、税関側は同一性の確認をここでまた行なうわけでございます。出ていったものがどういふふうに戻ってきたかということの確認が行なわれるわけでございます。そしてこの手続を終わりますとカルネを返却いたしますと、そこで終わるわけでございます。利用者はカルネを発給団体に返すということになるわけでございます。

問題は、赤で書いた部分でございますが、免税一時輸入を行なったところで、再輸出されない場合等の条件違反があった場合にどうなるかということでございます。それは税関側といたしましては、関税の納付請求をカルネの保証団体に付行ないます。そうすると、保証団体は立てかえ払いですが、関税の納付をいたします。それで、その団体といたしましては、立てかえた関税を当初輸出のカルネの発給団体に求償いたします。この発給団体は輸入税を立てかえ払いをした保証団体に送付するということで、保証関係が完結するというわけでございます。

したがって、最初に申し上げましたように、概括して申し上げますと、ATAカルネというのは、免税一時輸入のための通関手帳でございます。通関書類としての機能と、それから担保の提供とその保証という機能を持っておるわけでございます。

したがって、最初に輸出国から出てくるときにすでにカルネの中にセットされております輸出、輸入、あるいは再輸出、再輸入という関連の書類というものがあつたわけでございますから、自国において記入もできるわけでございます。したがって、通常の個別の輸入あるいは輸出の申告ということになりますと、その国によって、その国の輸出申告になり輸入申告のフォームに

従って申告をやらなければいけなくなつて、いろいろとまどう場合もあるわけでございますが、あらかじめセットされておるペーパーに基づいてそれが準備できるということになるわけでございます。

それから一時輸入の場合の担保の提供ということにつきましても、どういふ担保をどういふふうに通関するかどうかという問題も、カルネが全体の担保の提供という保証的な機能を持っておるわけでございますから、利用者側においてもそのとまどういふことがないということございまして、税関側の実務からいいたしても簡素化されるということになるわけでございます。

○塚田委員　そこで、外務省はおいでですか。――ちょっと外務省にお聞きしたいのですが、この条約の主体になりましたのは、関税協力理事会といふことですが、そこに加入しておる国――この関税協助力理事会というのはいくつという性格のもので、どういふ経過をたどつてきて、目的は何で、端的にいいますと、日本は一体どういふ役割をこの中でしてきたかということについて、ひとつ系統的に説明してください。

○羽澄説明員　お答えいたします。

関税協助力理事会と申しますのは、一九五〇年十二月十五日にブラッセルで作成されました関税協助力理事会を設立する条約という条約によりまして設立された国際機関でございます。その目的といたしましては、締約国間の関税制度の最高度の調和と統一をはかるということにございまして、わが国は一九六四年六月十五日に加盟いたしました。現在のところ、これに對します加盟国数は七十九カ国でございます。

関税協助力理事会には、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約と、税関における物品の評価に関する条約というものが、二つの重要な条約になっております。これは設立する条約というものを勘定しますと三つになりますが、そのほか二つの重要な条約がございます。最初の関税率表における物品の分類のための品

目表に関する条約には、わが国は一九六六年十月一日加入いたしました。また、税関における物品の評価に関する条約につきましては、一九七二年九月一日加入いたしました。これらの条約も、先ほど申しましたような各国の関税制度の調和と統一というものをはかるために、一方におきましては関税評価のやり方、一方におきましては品目の分類のやり方というものを統一しようというものでございます。

そこで、わが国はこの関税協助力理事会に積極的に参加しておるわけでございますけれども、特に特記すべきことといたしましては、本年五月わが国で初めて関税協助力理事会の総会を開催いたしました。これは、関税協助力理事会はもうアジア諸国で入つておる国もありませんけれども、まだまだアジア諸国においてはなじみが少ないということもございまして、総会をアジアにおいてやるということに非常に意義を認めたと考えております。

○塚田委員　それで、いま基本条約といふことが、設立の条約と表示あるいは評価の条約、この三つの条約があるのですけれども、そのほか、この理事会で今日まで一体どういふ条約が採択されておるかということについて、ひとつ御説明願いたいと思つております。

〔委員長退席、木村（武千代）委員長代理着席〕

○羽澄説明員　お答えいたします。

まず第一に、商品見本のためのECS関税に関する条約というものがございまして、現在までのところ、締約国は二十二国で、わが国は未加入でございます。

それから、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約というものがございまして、これもまだ未加入でございますが、いまこれは外務委員会で審議中のものでございます。

その次が、梱包材料の一時輸入に関する通関条約、これはまだ未加入でございます。それから、職業用具の一時輸入に関する通関条

約、これはまだ未加入でございますが、今回加入のため外務委員会が目下審議をお願いしておる段階でございます。

それから、展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に對する便益に関する通関条約、これもまだ未加入でございますが、今回加入のため目下外務委員会で審議願ひしております。

それから、船員の厚生用物品に関する通関条約、これはわが国は一九六八年九月十五日加入いたしております。

それから、科学的機具の一時輸入に関する通関条約、これは未加入でございます。

それから教育訓練用資材の一時輸入に関する通関条約、これも未加入でございます。

次が、貨物の国際保税運送に関する通関条約、これも未加入でございます。それから税関手続の簡素化及び調和化に関する国際条約、これはまだ作成された段階で発効いたしております。

そういう状態になっております。

○塚田委員　そうすると、いま教えますと十です。いま作成されておる段階というものを入れます。そのうち、加入しておるというのは、端的にいって一つもないわけですか。

○羽澄説明員　いいえ、船員の厚生用物品に関する通関条約には入つております。

○塚田委員　それと、いま外務委員会に三つ、そういうことでずいぶん入つてないのがあるわけですが、いずれもこれは理事会において決定されて加入が促進されている。日本は、理事会では相当主要な役割を演じているのではないかと。つまり分担金にしても、あるいは一、二を争うくらいの立場を持つておる。にもかかわらず、加盟している条約というのは過半数に満たないというこの事情は、どういふところから来るのでしょうか。

○羽澄説明員　お答え申し上げます。私どももいたしましたが、これらの条約には積極的に参加する方向で考えるべきであるということ、まことに先生のおっしゃるとおりであると

思います。ただ、わが国といたしましては、とにかく三つの基本条約に入るのが先決であるということ、国内的な準備も進めてまいりまして、昨年、七二年ですけれども、この三つの中の最後になりすす評価条約に加盟した段階であるわけでございます。それで、ようやく三つに入りまして、これからはますます、ほかのものにつきましても、できるだけ積極的に取り組んでいきたいというのがまず基本的な考え方であらうかと思えます。

それから、これはある程度副次的な事情になるわけでございますけれども、わが国といたしましては、たとえば今回審議をお願いしておりますようないろいろな通関条約につきましては、わが国から出たり入ったりする度合いがわりあい近年に至るまで、たとえば展覧会とか職業用の用具などでございますけれども、それほどの度数なり回数がなく、それなりに内外からの要求も少なかったという事情もございまして、ただ、近年に至りましてわが国の経済活動が膨大化するにつれまして、展覧会の数も非常に多くなってきておりますし、職業用具を持ち出し持ち込んだりする度合いも非常に多くなってきておりますので、これらの三条約に加盟することは非常に急務となってきたわけでございます。それで今回、まずこの三つの条約に入るといふ方針で御審議をお願いするというようにした次第でございます。

○塚田委員 いろいろと慎重審議してきたという事情は、それなりにわからないことではありませんが、CCCに入ってから十年近くです、六四年ですから、十年近くたって三つの基本条約、理事会に入ることはこの三つの条約を承認することとひとしい行為だと思っております。これを承認しないで理事会に入るといふことは事実上変なことなんでしょう。

だから、あとの諸条約について、十年近くもたちながらなおかつ検討中というのは、一つにはこのCCCの活動自体、あるいはまた、たとえば今回のような一時輸入の免税の問題、こういう問題

題について、すでに国内法で相当整備されておる。いまここで説明を聞きましたが、率直な感じ、国際的には何か単一化して、くるっと回るようなスムーズに流れるようなあれですけれども、国内的な処置としては、かえって複雑化してきていっているような印象も受けたいわけではないわけです。そういうふうからみ合えば私にはないわけかと思うのですけれども、他の条約について未加盟だということについては、そういう事情等もからんでいるのですか。

○羽澄説明員 原則といたしまして、これは私の考えでございますけれども、むしろできるだけこれから早い機会にはほかのほうにも入っていかうというのの方針でございます、それに入ることに対する基本的な困難とか、あるいは入ったことによつてより複雑になるといふことはないと考えております。むしろ国際的に調和をはかるとか統一をはかるといふことで特に通関が便利になるといふ性格のものであつて、それによつて複雑化するようなことは根本的にはあり得ないと考えております。

○塚田委員 便利になるかならないか、ひとつこれはこれから大蔵省に聞きたいわけでありまして、ここでいふ保証団体といふのは一具体的には何を考へておるのであるか。

○大蔵政府委員 先ほど輸入課長から御説明いたしましたように、この民間保証団体は、国際的に国際商業会議所がこの保証団体に各国ともなつておりますので、日本の場合、いわゆるICC、国際商業会議所に加盟した団体の日本商工会議所等の各地の商工会議所を保証団体といたすことを考へておるわけでございます。

○塚田委員 この保証団体といふのは、たとえば日本の中で一団体でなければならぬのか、それとも二団体以上であつてもかまわないのかどうかというところで。

○大蔵政府委員 各国とも保証団体は一団体に限るといふことになつておるわけでございます。

○塚田委員 日本商工会議所といふのは、どうい

形になりますか。あれは各地にある商工会議所の単なる連合会といふのですか、その業務の実態といふのは、そのものはあるのかないのか。

○大蔵政府委員 日本商工会議所、それから東京商工会議所、大阪商工会議所とございすけれども、下部組織で、日本商工会議所の各前におきまして各地の商工会議所にその実際の事務は委託する、こういうふうになるかと思ひます。

○塚田委員 もう一べん確認いたしますが、実際の業務は各所の商工会議所に委託する、たとえば四つの税関なら税関ではその所在地の商工会議所に、保証団体じゃないけれども業務を委託する、そういうふうになりませんか。

○大蔵政府委員 御指摘のとおりでございます。○塚田委員 その団体は、たとえば利用者からカルネ発給の請求があるという場合に、その利用者についての適否を調査する、そしてその利用者からカルネを発給することが可であるか不可であるかということを確認するわけですね。どうでしょう。

○大蔵政府委員 もちろん保証団体でございます。ある申請者が、かりにAという申請者がカルネの発給を申請する。その発給者が外国に物を持ってまいりまして、一時免税輸入の物品を、商品見本なら商品見本を持ってまいりまして、先方に

おきましてかりに支払うべき関税を支払わなかつたという場合には、日本商工会議所はかわつておらず、わかつてはならないという立場にあるわけでございます。当然、カルネの発給の申請があつた場合には、その会社の信用なり何なりというものは検討いたすことにならうかと思ひます。自動的

に申請がありさえすれば直ちに発給する、こういう種類のものではないと思ひます。

○塚田委員 いまの局長の答弁は、場合によつては発給を拒み得る、調査した結果どうもこれは適当じゃない、事故を起こしやすい、起こした場合は担保力もない、関税も払うようなあれはないという場合には、それを拒否し得るといふように考

えていいですか。

○大蔵政府委員 通常、カルネを発給いたします場合に、その発給申請者から担保をとることができることになつておりますので、現実問題といたしまして、担保の提供を得さえすればこれを拒むということはないのではないかと考へております。

○塚田委員 私は、ないのではないかと考へて、原則的に拒み得るものかどうか、その点端的にひとつ……。

○大蔵政府委員 これは理論的には拒み得るといふことは言えるかと思ひます。申請がありさえすればこれに対して必ず発給をしなければならぬというものではない。もし拒まれた場合にはカルネによらずしてその輸出者は先方に輸出をし、先方の国の一時免税手続をとらなくてはならない、

こういうことにならうかと思ひます。

○塚田委員 そうすると、理論的には拒み得る、しかし大体拒否は通常貿易をやつていられるものはできないだろうというふうな解釈できるのですが、そのとき事故が起きたという場合には、条文では保証団体が「連帯して」といふことなんでしょうが、保証団体が「連帯して」といふことなんでしょうが、いくということになりますか。

○大蔵政府委員 たとえば日本に対して商品見本なら商品見本が一時免税の形で入つてくる例をとらしていただきますと、かりにドイツから入つてくる、それで一年間以内に再びドイツに返つていくはずのところが一年もたつても日本にとどまつたままである、こういう場合には当然その関税を払わなくてはならないわけでございます。

その場合には税関当局といたしましては、日本商工会議所に対してその関税の支払いを請求をいたすわけでございます。そうすると日本商工会議所はその関税を日本の税関に対して支払う、支払った後におきまして、これは立てかえ払いを日本商工会議所はやるかっこうになると思ひますが、支払った分を先方のカルネの発給団体であるところの西独の商工会議所に対して日本商工

會議所はその金額を請求をいたすわけでございませぬ。その西独の商工會議所はそのカルネの発給を申請した者に対してさらに請求をする、こういう形になるわけでございませぬ。

○塚田委員 カルネ一本でとにかく輸出入ができるのですから非常に簡便化されたように見えても、しかしいま言ったような説明からいくと、国内的にはそういう場合が起きたら非常に手続がめんどうといえますか、あるいは利用者や保証団体との関係、そこへ委託された商工會議所との関係と、非常に複雑な関係が出てくる。むしろこれは円滑な貿易といえますか、特に一時輸入の場合です。どうか、どうもそれを阻害する要因もあるのではないかと。国際的には非常にかつこうはいいいですけれども、内部的なそういう問題を考えるとかえって複雑というか、そしてあとに問題を残すという印象を受けてしょうがないのですけれども、端的にどうでしょうか。

○大蔵政府委員 ちょっと御説明させていただきますと、現在かりに日本に対して一時免税輸入をいたします場合には、日本の通関手続によりまして、輸入申請者とそれから再輸出免税の手続と税関に対して様式に従いまして申請をし、さらにその物品に対してかかるこの関税を担保として積まなくてはならないという規定になっておるわけでございませぬ。しかしながら、今回のこのカルネを使いますとそういうような手続は一切、現実に担保を積む必要もございませぬし、一切自分の本国におきましてカルネの様式に従って必要な事項を書き込みさえすれば、その輸入申請の手続も再輸出免税の手続もさらには担保の積み立ても全部行なわずして日本に対して品物を持ち込むことができる、こういうふうになるわけでございませぬ。

御指摘のように、かりに事故が起りました、その事故が起った場合に関税の徴収をするという点に關してあるいは若干めんどうな事態が起きるといふことはあるかと思ひますけれども、事故が起るといふことを前提として考えら

れた制度ではございませぬで、事故が起った場合には商工會議所が保証をするという形のものでございませぬ、これは私どもの感じでは端的に申し上げまして、お互いに貿易の数量の伸長とともに、一時免税商品の見本の持ち込みだとかそういうようなものが非常に多くなっておる現在におきましては、このカルネの条約に加入するということは、日本の立場からいっても、国際的にも先方に対しては利益を与える。

さらに日本から申しますと、かなりヨーロッパ諸国に日本の会社の人たちが商品見本その他の持ち込みをやっておられるわけでございまして、現在やはり先方のそれぞれの国の手続に依りまして通関手続をやっておりますけれども、カルネを持ってまいりますとそういうような一切の通関手続を省略をいたすことができるわけでございませぬから、この点に關しましては、この条約に加入することによりまして一般の貿易に従事しておられる方々には便利になる、かように私もは考えておるわけでございませぬ。

○塚田委員 そこで、この法律の第三条なんですけれども、この三条でカルネの適用される物品が限定されておるわけです。これは関税率法第十條第一項各号というところで、これは広範な物品だろろうと思うのですが、すでにこれは再輸出免税でいろいろと議論されておりますから一々の問題についてはここで問ひ合わせることとは避けたいと思ひます。ただこの第十七條第一項各号のうち第十一号、これは条約によつて定められた貨物ということになっておりますが、この条約とは一体何かということなんです。

○大蔵政府委員 先ほど外務省のほうから、今国会におきましてこのATAカルネの条約のほかに二つの条約、職業用具とそれから展覧會用の条約に加入することを外務委員会において審議を願つておるという答弁がございましたけれども、この現在御審議を願つておる職業用具の一時輸入に關する通関条約というものと、それから展覧會、見本市、會議その他これらに類する催しにお

いて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に關する通関条約、この条約に日本が加入いたしました後においては、これらの条約がこの十一号における該当する条約ということになるわけでございます。

○塚田委員 その二つだけですか、ここにいう条約というのは、  
○大蔵政府委員 関税率法第十七條第一項の十一号に「条約の規定により」云々というのがあるわけでございますが、それは政令のほうで受けておりました、関税率法施行令の三十三條の三におきまして三つの条約、すでに日本が加入しているものを規定しておるわけでございまして、今度条約を御承認いただくということになりますと、この定率法十七條第一項第十一号に追加するということになっていくわけでございます。そういうこととでございます。

○塚田委員 そこで、先ほどのように担保の提供は要らない、手続は簡便化だということでも私も一番心配されるのは、これはカルネだからということ、カルネという名前のもとに通関の際の検査あるいは調査それ自体も簡便化されていく。たとえば率直に言つて、入つてはならない品物、そういうものが伴つてくる場合の検査等がどうもこれではちょっと不安ではないかというふうな気もするのですが、そのことについては何か特別な措置をするとか、そういう気持ちはあるのかどうか。

○大蔵政府委員 これは通関手続の簡便化ということを中心としたしておるわけでございまして、現実に関税を品物を通りますときに、カルネであるがゆえに検査を省略するといふようなことは私も全く考えておらないわけでございませぬ。世界的にもそういうものを省略するための条約ということではございませぬので、カルネを使用するがゆえに、入つてはならないようなものがカルネを利用して入つてくることというふうなことは決してないと思ひます。

は、国際信義上の問題が伴いますから、そういう面では幾らか心理的にそういう気持ちになるのではないかと、こういうことを心配したわけですが、それに伴つて、これはカルネじゃないのですけれども、たとへばアメリカとの間の地位協定十一條に基づいて軍事郵便については無税で通関いたしますね。そこで、最近沖繩で非常に問題になっておるのですけれども、麻薬が考へていたよりも引ぶん広まつておる。これは一つはベトナムからの引き揚げ軍人軍属あるいは家族、そういう人たちの荷物、これは地位協定十一條によつてほとんどフリーパスで通関するわけですね。その中に入つてくる。つまりわれわれが手を加えられないのです。そしていろいろなルートを通じて民間に流れ込んでいくというふうな形跡がある。こういうことがしばしば報道されておる。  
それと類似した問題が、今度のカルネの問題で起きるとは私は極言しませぬけれども、そういう問題等が心配されるわけですが、いま言った地位協定十一條に基づくそういう問題についてはどうでしょうか。通関する場合に、税関としてはやはりさつと調べておるという事態がなければ、そういう入つてはならないものがどんどん入つてくるという懸念があると思ひますが、アメリカと日本の関係を別にして、率直に言つていま国内の事情としては一体どうかという気持ちを披瀝していただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 ただいまの地位協定十一條によります通関の問題は、これは日米間におけるいろいろな協定等全体の中の一つの問題であるわけですが、確かにおっしゃるようなこともあろうかと思ひます。あつちかと思ひますが、しかし日米間の安保条約をはじめとするそういう協定によつて運用をされておるものであり、国際的にもそういう場合はおおむね現在のような取り扱いでやつておるものであろう、こう思ひますので、現在の状況については将来の問題として考へていきたいと思ひます。

○塚田委員 次官、それは将来の問題としてどう

いろいろに考えていきたいのですが。たとえば軍事郵便局というのは国内で教はきまっております。四カ所か五カ所にきまっております。それで成田の国際空港等も今度できるという事態を踏まえて、あそこに軍事郵便局をつくっていいかどうかという問題、むしろ住民は絶対にくってはならぬという声もずいぶんあがっております。さなかでもあるので、大蔵省としてもいまま言ったような不都合な事態を阻止するという意味からいって、十一号はわかりますけれども、少なくとも新しい空港については好ましくない、こういう考えになるのが至当であると思っておりますけれども、もう一べんどろぞひとつ御答弁願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 いまお答えしましたように、これはいろいろお尋ねのような事態も予想をされないではありませんが、ただいまの日米間のいろいろな協定、あるいは国際的ないろいろな慣行等も考えあわせて、将来どういうようにするかということについては、わが国としてまだここまではっきり私に申し上げる程度には至っていない、将来の問題として検討をさせていただきます、こう申し上げておる次第であります。

○塚田委員 じゃ、この際関税についての問題の一つ二つを聞きたいと思う。

これはいづれ一般質問等いろいろな話があるうかと思えますが、近ごろ大蔵省といいますが、関税、証券をめぐる事件が相次いで起きておるといふ事態、まことに遺憾な事態です。そこで私はついこの間起きた銅の輸入についての差額関税、スライド関税についての事件等を中心にして若干御質問をしたいと思うのですが、その前に、実はこの差額関税については三月の段階で豚肉についてそういう思わしくない事件が起きて、そのときの答弁では、まだ事件については調査中であるから詳細な報告は調査を待ってということ、自來三カ月たっているのですが、その後の調査の結果一休具体的にどういふ事実が、どういふ処分といえますか、措置をしたかということに

ついて御報告を願いたいと思っております。

○大蔵政府委員 豚肉に關しましては、その後美は相当膨大な資料を押収をいたしました、かなり調査に時間がかかりまして、ようやく最近の段階におきまして全体の調査がおおむね終了に近い状態に近づいたこと、現在私どもの調査の段階におきましては通脱税額が約三億圓ということでございます。これに關連をいたします会社は約三十社でございます、これらに對しましていかなる処分をするかという点につきましては、犯則の態様によりまして告発をするもの、あるいは通告処分をするもの等は検察庁と打ち合わせの上、最終的な方針を決定したいと考えておりますが、現在のいろいろな問題にかんがみまして、私どもといたしましては、これに對しましては非常に厳格な態度をもって臨みたい、かように考えておるわけでございます。

ただ、ここでちょっとお話をしておきたいと思っておりますのは、何か通告処分と申しますと、いかに甘い処分であるかのごとく印象づけられる面もあるかと思えますが、過去の例に徴しまして、告発をして、これが立件をされました場合に、その対象となりますのは、証拠がきわめてはつきりいたしたものが対象になりまして、経済的には通告処分のほうがはるかに重い、要するに罰則を先方に對しては与えるということがしばしば過去の例において見られる点があるわけでございませぬ。

かりに私どもの調査におきまして通脱税額が三億圓ということであれば、通告処分をいたしますと、一番嚴重に通告処分をいたしますと、約九億圓というものをその通告処分で徴収するということになるかと思えます。したがって、それらの何が一番彼らに對して罰則適用が最も嚴重であるかということに關しまして、検察庁とも十分に打ち合わせをいたしまして、最終的に態度を決定をいたしたい、かように考えておるわけでございませぬ。

○塚田委員 確かに十億圓といいますが、相当の

金額です。だけれど、私はこう思っております。この種の会社——会社の名前はあげませんけれども、十億圓や二十億圓は、金で解決することなら、そうたいして痛くないような情勢に残念ながらいままなっているのじゃないか。つまり、社会的な責任を負わせる、特に脱税ですから。そういう場合に、やはり最も効果のある方法というのは何か、そしてまた一般国民が、なるほど国は思い切つてやつたというふうな印象を与える、つまり国の政治に對する信頼をつなぐという面からいって、金額で換算される、そういうことだけで事を済ますというのでは、私はいまの場合、こういう情勢の中では最善の方法ではないのじゃないか、こう思ふのです。その点はひとつ十分な検討をしていただきたいと思ふのです。

そこで國稅庁、こういう事件は、たとえば関税をこまかしたという場合には、これはたどりたどつていけば必ず法人税をこまかしていると思ふのです。つまり、関税をこまかして所得をこまかすのですから。その面の、たとえば何か事件があったという場合には、そういう調査もあわせてもろろんしていると思ふのですが、今回のこの豚肉の場合はどうでしょう。

○松本説明員 たいま御指摘がございましたように、豚肉の輸入業者が、たとえば実際の輸入価格より高い価格で輸入しているわけといたしますと、当然原価が過大ということになるわけといたしまして、いまおっしゃいましたように、法人所得の計算上それが過少にあらわれるということが十分あり得ることであると思ふます。

それで、豚肉の関税の通脱に關しまして、こういうふうに関稅局のほうの措置が表面に出ましたことでもあり、豚肉の取り扱ひをしておる輸入業者というものは私どものほうで把握できますので、こういう取り扱ひ業者につきましては、通常の調査よりも優先して繰り上げて法人税の調査を実施するということにすでに着手してまいりましたわけでございますが、そのうちの十六社につきましては、

すでに調査を終わりました、的確に、漏れているものも把握して、あるいは適正に申告しているものはそれでいいというふうな調査を終わっているところでございます。

〔木村(武千代) 委員長代理退席、委員長着席〕

あと教社も近く調査の予定にしております、これもまたそういうふうな調査結果を的確に把握して課税処分したい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○塚田委員 どうもいまの答弁では、当然そういう法人税の脱税についての疑いが出てくる。二十社のうち十六社調べたら、適正なものはそのいいというのでやつたというのですが、私は逆だと思ふのです。どういふ会社か、私ども調べておりますが、会社名を言うことは避けたいと思ふのですが、もうこれは必ずその法人税をこまかしているということは明らかでございませぬ。スライド関税で、安く買ったものを高い値段で輸入したことにしているのですから、必ずこまかがあるわけです。法人税に及んでおるわけです。だから、これはもう動かしたい事犯だと思ふので、すけれども、私はむしろそれに対する処分を聞きたいくらいなんです。どうなんでしょうか、これは。

○松本説明員 全部が適正な申告をしておるといふわけじゃございませぬ、適正な申告ができておるものもございませぬ、申告ができていないものは、当然これは申告が十分でないものとして、その課税額を決定しておるところでございます。

申告の状況でございませぬけれども、関税の面では輸入価格を過大に申告しておるようなケースでございませぬ、法人税の申告面ではこれを是正しておるといふふうなものもございませぬ、そういうものについては法人税の通脱ということにはつながらないものもあるということに御説明申し上げたわけでございます。

○塚田委員 その法人税申告で、法人税のほうを

補正してやっておる、正しく申告していると言われるが、これにはまた何か犯罪があるかと思うのです。必ずまた売り先と相談をしながら、それをのがれる道を考えておる、私はそう想像するので、それでなければ、そういう申告をするはずがないので、その点ひとつどうでしょうか。

○松本説明員 豚肉の取引に関連しまして、これを扱っておる商社、貿易業者その他につきまして調査をしたと申し上げたのでございますが、これはもちろん法人所得全体の調査でございまして、豚肉の面も含めまして、当該法人の課税所得が全体として適正に課税されておるかどうかがという点に調査の全部の目的があるわけでございます。ただ、巷間豚肉が非常に論議の的になっておりましたので、調査上の重点の一つとしてそれも含まれて、法人税調査をいたしてまいりましたわけでございます。まして、全般的な所得の脱漏があるかないかという点に力を注いで調査をいたしておるわけでございます。

○塚田委員 それでは国税庁、同じ会社が同じような手だてで同様な脱税をやったという場合には、あなたの調査はどういう態度で向かうのですか。同じ会社が同じ手だてで、しかも同じ事犯をしたという場合には、これも全体の法人所得の中で、まあ特別この豚肉が問題になったから、豚肉を重点を入れて調べましたという程度で終わるものかどうか、これをまず伺いたいと思うのです。

○松本説明員 調査の場合には、やはりいろいろな取引によりましてそれぞれの特徴とかそういう共通の性格とかいろいろあることも、いま御指摘のとおりでございます。そういうことになりまして、もしその一つの脱税に関連してほかの取引にも疑わしいものがあるではないかというときは、常に調査上やはり同じような重点的な着眼点として調査をしておるわけでございます。

○塚田委員 ではあとでまたそちらに質問することにして、局長に質問したいと思っておりますが、いま私は同じような事件と言ったのは実は銅の事件なんです。

きょう各新聞社は一斉に、卸売り物価が六月中旬さらに統騰を続けておるといふことが出ております。その中で最もこの値上がりの主導的な役割を演じておるものは実は非鉄金属なんです。その中でも銅——地金、くずも含めて銅が大きく役割を果たしております。と同時に、三月から問題になっておりました食料品の中では、豚肉、卵鶏——まあ豚肉が非常に急騰しているわけですが、こういう情勢の中では、このせつかく国内産業を保護するというところで設けられたスライド関税というものを完全に悪用される懸念は十分あるわけですよ。ところが豚肉に続いて銅の、肝心の銅の差額関税の違反事件が出たということなんです。

○大蔵政府委員 銅に関しましては、先般関税定率法の御審議をお願いいたしました際に、なぜ豚肉の脱税が見つかったかという点で、事後調査の結果わりあい、比較的偶然的な機会にこれが発見の端緒となったわけでございますが、私どももいたしましては、世間でこういう物価問題が非常に重大なおきから、先生御指摘のようなこともございまして、豚肉で差額関税の脱税をやっておるようなところは、そのほかの商品に関しましてもやはり何か問題があるのではないかとということから、銅は御承知のように国際価格が比較的是っきり私どももつかめる品物でございまして、過去の国際価格を調査の上それを調べて、そのときに見合った輸入申請の価格は一体どうであったかというふうなことからこちらの方で調査をいたしまして、各税関を協働をいたしまして監視官を動員して銅の脱税というものを追及をいたしていただいておりますが、銅に関しましてはごく最近調査に着手したばかりでございますので、現在調査を続行中でございます。

現在までのところ、大体私どもが確実なものとして集めました資料によりますと、脱税額といまして大体三千五百万円から四千万円程度という脱税額のものもつかんでおりますけれども、今後調査の続行によりまして、今後どういふ結果になるかは、現在のところ調査を続行中という段階であるわけでございますので、現在のところわかかっておらないわけでございます。

○塚田委員 銅について言いましたが、同様なものは鉛とかあるいは亜鉛とかあるいはマグネシウムとか、これはすべて免税点があらかじめきまっておるわけですよ。だから、銅のようにどんどん上がってくれば——免税点まで達しないうちはそんなことはないといっているのですが、上がってくれば必ずいまままでの傾向からいって出てきていく傾向があるので、その他の面についても調査を進めると同時に、いま三千五百万ないし四千万と言いましたが、これは出たときの当初の金額で、その後の調査でもっと進んでいると思うのですよ。現在の段階でいいですから、どのくらい税金をこまかしているか率直に言ってください。

○大蔵政府委員 私、決して全く隠しておるわけではございませんで、現在の段階において私どもでわかっておりますのは三千五百万ないし四千万円というところでございます。

なお、ちょっとあれでございませうけれども、銅の国際価格が低いときに要するにスライド関税を徴収をいたすわけでございます。現在のように銅の国際価格が非常に上がってまいりますと、関税の問題というのはなくなってくることになるわけでございます。

○塚田委員 これは訂正をいたします。それから国税庁、同じようなことで法人税にひっかかっているというのが想像できるだろうと思うのですが、この事件で豚肉もやりましたが、今度また銅もやったという同じ会社があるのですが、それはお気づきでしょうか。

○松本説明員 その辺は豚肉の調査に入りますときに念頭に置いておりました。銅も含めて調査を完了した輸入業者もあるわけでございますが、いままた銅が大きく問題になっておりますので、今後ともさらにその点については今後調査をする分

も含めまして、十分頭に入れてやらなければならぬと考えております。

○塚田委員 この会社は豚もやるし銅もやる、米も買い占める、大豆も買い占めるということで、おそらく買い占めのトップを切つて、いま国民の指弾を受けておる、そういう会社なんですよ。これはひとつ徹底的に進めて特別な調査をして、そしてわずかなものであっても金額の多寡によらずこれは徹底的に糾弾する、処罰をする、こういうことではなればいかぬと思うのです。どうでしょうか。

○松本説明員 御指摘のとおりに十分そういう態度をもって調査をいたしておりますし、今後ともしっかりと調査をいたしたいと考えております。

○塚田委員 それでは私のほうから、その点ひとつ嚴重に、特別査察ということもありませんが、そういうものも含めて、とにかく最高の最大限の検査をする、追及するという態度でひとつ進んでほしいと思っております。

以上をもって終わります。

○増本委員 まずATAカルネの問題につきましてひとつ伺いたいのですが、先ほどのお話でも保証団体は日本商工会議所を予定して、保証団体に對しては法律上も業務方法書を出させ、監査もする、認可について大蔵大臣が権限を持つ、こういうことでありますけれども、この保証団体が健全な内容で成立をし、そして健全な運営をするということが、この条約を進めていく上では一番大事なことだと思つたのです。だからつくる上でもやはりこの法の趣旨に沿って保証団体ができるようにしなければならぬ、これは当然のことだと思つたのです。

方針、これはどういうようになされてるか、またどういう内容のものかということ、まずひとつ明らかにしてほしいと思います。

○大蔵政府委員 御指摘のように、当然国際信用の問題から申しても、政府がその保証団体に對して相対的の関心を持って彼らの行動を見守るという態度は必要であるかと思ひます。現在の段階におきまして、もちろんまだ日本商工會議所の申請も出てきておられないわけでございますが、現在世界的に唯一の保証団体として認められておりますのが、このいわゆるIBC Cチェーンと申しますところの国際商業會議所系統のチェーンが各国において認められておりますので、わが国におきましてもそのチェーンの一員でありま

とこの日本商工會議所が一番適當であろうか、かように考へておられるわけでございますが、もちろんこれから日本商工會議所がいろいろな彼らの業務態様に関しまして、私どものところに申請書を出してまいります段階におきまして、相当ごまかひ点にまで私ども監督の目を行き届かせたい、かように考へておられるわけでございます。現在のところ一体どういふふうにしてやるつもりなのかということ、まだ検討させている段階、こういう段階なわけでございます。

○増本委員 これはちよつと私は納得できないのです。法律だけつくる。その保証団体をどこにするということは、まず政府のほうではつきりとした方針を持つて、そういう政府の方針にこたへるような団体にこの保証団体の仕事をさせるというふうになければならぬはずですね。入れものをつくった、しかしどこにどういふふうにするかというのはこれはまだ検討中であるというのであれば、そんな急ぐ必要もないような法案をいまここで提案することだつて、まずおかしじやないですか。そういうような議論もできると思うのです。もつとはつきりとした答弁をひとつ聞かせてください。

○大蔵政府委員 もちろん日本商工會議所に対しては、このカルネの差給団体あるいは保証団

体として適當であると認められるような態様のものにするには、私どものほうからも要請をいたしておるわけでございます。日本商工會議所の事務局におきまして、現在、鋭意差給団体としてふさわしいような態様にするべく準備している段階でございます。この法律にも書いてございませうに、業務方法書、その他の提出を求めるところになつておられるわけでございます。私どももいたしましては、その業務方法書その他の必要事項の提出がございましたときには、相當嚴重にこれと取り組んで監督をいたすという、かような考へ方でおるわけでございます。

○増本委員 それでは日本商工會議所にやらせるやらせないという問題はちよつとおきましよう。しかし、この保証団体は、日本の輸出業者にとつてもこれは利用するものであるし、それから海外の業者が日本へ来る場合でも、やはり海外の業者は海外の保証団体からもらつてくるのだからけれども、しかし、国際的なバランスも考へなければならぬ。

この法案あるいは条約の一番大事な点は、日本の本土で全部手続がとれば、海外においてその条約加盟国に對しては何でもできるわけですね。そこでどういふ保証団体としてつくり育てていくのかという点については、やはり方針はお持ちだらうと思つております。ただ、法律の条文で、申請が出てその段階で適合しているかどうかというところを審査するというのであれば、そのときの審査の基準でもいいです、どういふ観点でこれが適当かどうかということも審査するのかが、これがとりもなおさず、そういう方向に沿つて保証団体を育てていこう、こういうことになるわけですから、その審査の基準も含めて、一体どういふことを政府として考へておられるのかということをはつきりさせてほしい。これが私の質問の意味なんです。いかがですか。

○大蔵政府委員 もともとこのATAカルネと申しますのは、要するに輸出入貿易、特に一時輸入をすることが適當なる物品に携はるところの人た

ちの便利のための国際条約であるわけでございます。一体ATAカルネを利用するのどのぐらゐの費用がかかるかということが、やはりこのATAカルネを利用する者の立場といたしましては最大の関心事ではなからうかと思ひます。

したがうに、私どももいたしましては、日本商工會議所がかりに保証団体となり、かつ、ATAカルネの発給団体となる場合に、一体どの程度の費用でATAカルネの発給団体となり、保証団体になるかということが、私どももいたしまして最大の関心事であるわけでございます。したがうに、しかもこの条約の中におきまして、ATAカルネの価格が提供された役務の費用にふさわしい費用でなければならぬという項目があるわけでございます。これが法外に、要するに高いような差給価格になれば、せつかくのATAカルネの利用度は落ちるわけでございます。こ

ういふような意味におきまして、私どももいたしましては、このATAカルネの発給価格に関しまして、特に深い関心を持ってこれを見たいと思つておるわけでございます。現在のところ、必要最小限の費用を償うに足るものでなければならぬということ、先方に対しましては示しているわけでありませう。

○増本委員 このカルネの発給の販売価格、これは非常に重要な問題ですね。特に中小の輸出業者はこれではできないというふうなものであれば、これはもう大企業にはフリーパスでいくけれども、中小業者は利用できない、こういうふうな条約あるいはこういうふうなシステムであれば私どもも賛成しかねるというふうに思つております。そこで、先ほどのお話にもありましたように、日本商工會議所が業務をやる、そして各税関所在地を中心とした商工會議所がその業務を委託を受けてやる。この商工會議所というものは加入強制をされておる組織ではありませぬ。だから、運営の問題として、会員と会員外の人との間で価格に差を設けるといふようなこと、これをやるということになる、間接的に加入を強制するといふよ

うな仕組みにもなるわけですね。イギリスなんかではその会員は四ポンドで、会員外は六ポンドと

いうような価格がついておるやうなもので、こ

ういふ仕組みは私にさせてはならないとい

うふうに思つたのですが、その辺の政府の考へは

いかがなんでしょうか。

時間があまりありませんので、きょうは政府の通商政策に関連して、非常に緊急な問題でありますので、この機会をかりて、ちょっとこのアメリカの大豆の輸出規制の問題についてお伺いしたいと思います。

きのうのアメリカ政府の発表が夕刊に出ましても国民全部が驚いたわけですが、まずその事実関係について政府から説明をいただきたいと思

西田説明員 ただいまの御質問、新聞の報道が事実であるかどうかという点でございますが、各新聞によりまして若干ニュアンスの相違その他もございませうけれども、大体正確に報道されていると思ひます。ただ念のため、私もワシントンから得ました米政府の発表なるものの骨子を御説明したいと思います。

まず第一点は、二十七日、現地時間でございますが、午後五時に商務長官、それから農務長官が緊急に記者会見をやりまして発表いたしましたわけでございますが、大豆及び綿実、これはミール、油等その製品を含んでおるわけでございますが、大豆及び綿実の一時輸出禁止を行なう、これはワシントン時間で二十七日午後五時以降積み出し開始のものから適用するということでございます。

それから第二点は、七月二日までこれら品目の今後の輸出可能数量及び輸出割り当ての方式について発表するというのをいってあります。

それから第三番目に、この輸出規制措置の根拠法規は、既存の一九六九年輸出規制法によるものであるというふうにいっておるわけでございます。

わが国といたしましては、米農産物の伝統的な輸入国でございますし、米國からの輸入に大きく依存しておりますので、米國に對しましては輸出規制を極力避けるよう、万輸出規制措置に訴えざるを得なくなる場合にもわが國の立場を十二分に配慮してほしいという旨を果次にわたって申し入れてきておりますし、今回の措置が発表され

た直後にも、わがワシントン大使館から米側関係者にこの点を申し入れておりますし、それから実は昨日の午後、大平外務大臣からインガソルアメリカ大使に對しまして、今次措置についてわが方の重大な関心を表明したというふうな経緯がございませう。

増本委員 すでに契約されてまだ引き渡しを受けていないという部分についてまでストップをかける、これはたいへんな問題だと思ふのです。いまその根拠法は一九六九年の輸出規制法であるというようにお話しされましたけれども、この輸出規制法の具体的な権限内容、これはどういふものなんでしょうか。内容をちょっと説明してください。

西田説明員 アメリカが申しております一九六九年輸出規制法、実はこの第三条二項に該当条文があるわけでございますが、その中身といたしましては、不足物資の過度の流出から国内経済を保護し、外国の異常な需要がもたらす深刻なインフレーションを減殺するために必要限度において輸出規制を行なうことが合衆國の政策である、かように規定されております。

増本委員 それは宣言的な内容です。それから、大統領が議会にもかけずに、積み出しから何から全部それで禁止するという、そういう権限までその法律が与えていることにはならないのじゃないですか。外務省の見解いかがですか。

西田説明員 実は昨年の八月にも、アメリカは原皮の輸出を一カ月間規制したことがございませう。このときにもこの法律の条文を發動した経緯がございませう。で、私もとしましては、一応これによって大統領に権限が与えられておるといふふうに了解しておる次第でございます。

増本委員 私は前も疑問に思つたのですが、いま次長が読まれた三条二項というのは、インフレ抑止の政策であるという宣言だけであつて、大統領に特別の授權がなされておるといふ根拠が何もないのです。だから今度、いま議会でかかつていられる新通商法で大統領に一般的授權を

しようという新しい必要性が出てきているわけですよ。いままだ新通商法は議会でかかっていません。だからアメリカがやったこのことは、実は議会から特別の授權も得ていない。そしてただ宣言的な文言だけで、権限もないのにこういふように船積みまで禁止するといふようなやり方、これはどうも国内的にも根拠のないことではないか、法的な根拠がないのではないかと、このように考えるのですが、ひとつ政府のその辺の統一的な見解を聞かせてください。

先例があるといつても、先例のあれだつて、実は私は法的な根拠や権限がないものだといふように考えるのですが、ほんとうに法的な根拠があつて、あるいは権限があつて大統領がやっているのか、これはこれから外交上の問題の解決のためにもたいへん重要な問題だといふように思ひます。政府のその点の見解はいかがですか。

西田説明員 実は従来アメリカといたしましては、ただいま申し上げました輸出規制法に基づいて輸出を規制しておるわけでございますが、この点に關します権限をさらにはつきりさせるという意味で、経済安定法の改正といふものを現在国会に出すべく準備を進めておる、かように了解しております。

それから、ただいま先生から御指摘のありました通商法案でございますが、これはことしの九月から始まりますガットのニューラウンドをやつていく上におきまして、アメリカ政府がいろいろ交渉権限を得るといふことを議会に求めておるわけでございます。直接この輸出規制の問題とは関係ないと思ひます。

増本委員 間違えた、経済安定法ですね。失礼しました。それはともかく、いまあるのはアメリカでも輸出規制法の三条二項だけなんです。これは宣言的なものであつて、大統領に権限を与えているといふものではない。だから私は日本の政府も本来そういうたてまえで考えてきたのではないかと、さういふように考えるのです。

それは六月十三日ニクソンが、賃金、物価の六十日間の凍結とあわせて農産物についての輸出の規制を発表した。このときに日本の政府のほうは、主要穀物の輸出禁止はないだろうといふように判断をされておいた。しかもそれを本気でやるのだったら議会からの授權を受けるはずだと観測をしたといふように新聞に報道されている部分もあるのですけれども、六月十三日のこのアメリカ政府の政策がとられたときには、日本政府に對してアメリカはどんな通告あるいはどういふ趣旨の説明が行なわれてきたのですか。それをまず明らかにしてください。

西田説明員 ただいまの点につきましては、六月十三日の発表前にワシントン及び東京で事前にアメリカ側からこの措置につきまして、物価の凍結、それからとかくいろいろとアメリカの国内インフレに對応するために既存の契約について調査モニターというわけでございますが、これを開始するといふ趣旨の通報があつたわけでございます。

増本委員 その通報内容は……

西田説明員 その後のいろいろな機会にわがほうに對しまして説明があつたわけでございますが、やはりアメリカといたしましては、既存の輸入國に對しては十分な配慮を払うといふ趣旨のことを言つておりましたし、実は二十八日アメリカの國務省カッツ國務次官補代理、それからベル農務次官補代理が、わが國を含む関係主要國の大使館に對しまして、今回の輸出規制措置及びその背景について説明を行なつたわけでございますが、その説明の中身を申し上げますと、六月十三日その当時のアメリカの気持ちとしては、既契約分は守りたいといふことであつた。しかし、その後集計された既契約のデータが明らかに従いまし、これがいまや不可能であることが明らかになつた。したがつて、昨日の発表を行なつた次第である、こゝういふ説明があつたわけでありませう。先ほどちょっと申し上げましたけれども、ワシントンで六月二十七日の夕刻発表されましたス



テートメントによりますと、今回の輸出契約のモ  
ニタリングの結果、大豆及び大豆ミールの輸出予  
想量がそれぞれ前回の予想を大豆につきましては  
六%、それから大豆ミールにつきましては二七%  
をこえることが判明した。他方大豆及び大豆ミ  
ールの六月中旬の国内物価は、今年四月に比べてそ  
れぞれ六五%及び九〇%上昇、また一年前に比べ  
まして二〇%、それから三二八%も上昇してい  
るといふことをいっております。したがって、こ  
ういふ事態に対処するために規制に乗り出さざる  
を得なかつたといふことを発表しております。

したがって、六月十三日の発表以降アメリカ  
カ政府といたしましては、できる限り従来の輸出  
国に対する輸出というものは確保していきたくい  
う点を繰り返して説明しておたわけでございます  
が、やはり異常な輸出数量とそれから国内価格  
の騰貴というものが判明いたしましたので、昨日  
新聞に報道されておりますような措置に出ざるを  
得なかつた、かように考えておる次第でございま  
す。

○増本委員 農林省来ていらつしやいますか。――  
ことしのアメリカとの大豆の買入れの契約高と  
数量、それから引き渡し分とまだ引き渡しを受け  
ていない分ですね、これがどのくらいなのか、ま  
ず明らかにしてください。

○増田説明員 まず、わが国におきまして四十八年  
度の大豆の需要量でございますけれども、これは  
大豆油をしぼる製油用でございますが、これが約  
二百七、八十万トンぐらゐ、それから食品用が大  
体八十万トン強といふことになっております。こ  
のうち国産でまかないますものはごくわずかでご  
ざいまして、約三百五十万トン強ぐらゐを輸入に  
依存しておるといふような状況になっておるわけ  
でございます。

このうちアメリカからの輸入見込みでございま  
すけれども、これは大体三百二十万トン程度とい  
うふうに見込んでおりました、そのうちいまの先  
生から御指摘のありました点でございまして、す  
でに五月の末までに約百五十万トン程度の

輸入が行なわれております。それからすでに船積  
みされました分、六、七月に着く見込みの数字で  
ございまして、これが大体七十万トン近い  
数量の到着が見込まれておるわけでございます。

○増本委員 あなたのおっしゃった三百二十万ト  
ン、アメリカとの分ですね。そうするとこれはす  
でに契約数量ですか。

○増田説明員 全部が契約ではございませんが、  
契約はいろいろ積み期ごとに契約されておしまし  
て、たとえば十二月積み等はあまりはつきりして  
おりませぬけれども、大体この六月からの十一月  
積みでございますか、これが大体百五十万トン程  
度、そのほか十二月があまりはつきりしませんけ  
れども、三十万トン程度、それからさらに一月積  
みあたりの契約もあるようでございまして、これ  
も、こちら辺になりますとまだ数量はつきりつか  
んでいない状況でございまして。

○増本委員 そうすると、この大豆の今回の輸出  
規制によってストップを受けて、日本に入つてこ  
ない分というのは何万トンになるのですか。

○増田説明員 今度の輸出規制の対象になります  
ものは、主として七月積み以降の予定の旧  
穀、七二年産のものでございまして、それらが対  
象になると考えられておりました、それが大体七  
十万トン程度でございまして。

○増本委員 勘定が合わないですね。あなたの先  
ほどの説明だと、アメリカとの大豆の今年分の契  
約が三百二十万トンで、五月の末までに船積みさ  
れているものが百五十万トン、六、七月で七十万  
トン、こういうことですね。そうすると少なくとも  
も百万トンぐらゐは入つてこないといふような勘  
定にもなると思うのですが、どうなんですか。

○増田説明員 ちょっととばが足りなかつたか  
と思ひますけれども、三百二十万トン程度と申し  
上げましたのは、契約がすべてできた数量ではご  
ざいませぬで、一番初めに申しました輸入必要  
量、約三百五十万トンと申しましたけれども、そ  
のうち三百二十万トン程度アメリカから輸入する  
見込みにしておるといふことでございまして、そ

の内訳としまして、すでに契約されたものとまだ  
契約ができていないもの、われわれの見込みとい  
いますか、そういう数字に分かれるわけございま  
す。

○増本委員 すでに契約をされて引き渡しを受け  
るばかりであったのに、今回ストップを受ける  
という分は七十万トンぐらゐだ、こういうことです  
か。

○増田説明員 はい、さようでございます。

○増本委員 いずれにしてもすでに契約をして引  
き渡しを受けるばかりであったのに、こういうこ  
とでストップを受ける。これは契約を履行しない  
といふことですから、取引からいけば債務不履行  
といふ重大な背信行為だといふふうに思ふので  
ね。六月十三日の段階で新聞発表によると、日本  
にあるアメリカの大使館は、外務省や農林省など  
に、契約したものは尊重する、日本に対しては迷  
惑をかけないといふように伝えてきていた、こう  
いふようにいっているのですけれども、この事実  
は間違いないのですか、いかがですか、六月  
十三日のあの規制をした段階で。

○西田説明員 既契約は尊重したい、それから  
従来大きな輸出国に対してはなるべく迷惑をか  
けたくない、こういう気持ちでは表明されてお  
りましたけれども、契約されたものは絶対にすべ  
て実行するんだといふところまではっきりした説明  
はなかつたように理解しております。

○増本委員 そこで、先ほどの話にちよつと戻り  
ますけれども、一九六九年の輸出規制法の第三  
第二項、これは先ほど次長もお読みになつたよ  
うに宣言的な内容ですね。ここでは大統領にスト  
ップをかける、そういうことのできる権限を与え  
るというふうなことは書いてありませんね。そ  
の点はお認めになりますか。

○西田説明員 ただいま三条しか御説明いたしま  
せんでしたけれども、第四条に、三条の政策を実  
施するため、大統領は米国の輸出を禁止また  
は規制することができるというところで大統領に権  
限が認められておる次第でございまして。

○増本委員 それ、あとで資料だけいただけますか。

○西田説明員 はい。

○増本委員 いずれにしても法的な権限もはつき  
りしないし、しかもそれですでに契約した分まで  
ストップをかけるというのは、国際的な貿易関係  
からいっても商取引の上からいっても、これは國  
際信義に反するアメリカの重大な背信行為だとい  
うふうに考えざるを得ないわけですね。この国内  
的な影響というのは、これはもうはかり知れない  
ものがあると思ふのですよ。もしこの事態が続く  
となつたらどういふような経済的な状態になるか  
といふ点についての農林省の見通しはいかがで  
すか。

○増田説明員 先ほど外務省のほうからも御説明  
がありましたように、輸出許可の方法については  
まだ内容がどうなるかはつきりしておりません  
で、今回の措置によりまして直ちに国内の大豆な  
りその製品に与える影響を見込むことはいまの時  
点ではむずかしいのではないかとはいふふうに考  
えておるわけでございますけれども、考えられます  
ことは、その具体的な規制措置がどういふ内容に  
なるかといふことによりまして、当然輸入予定数  
量といふことも、これが変わってくるわけござ  
いますけれども、たとえば五月末の私どもの在庫  
の状況等からいろいろ考えてみますと、削減の度  
合いが相当大きなものでなければ、新穀の出回る  
十月末でございまして、そこら辺までの供給の確  
保は大体できるのではなからうかといふふうに考  
えておるわけでございます、私どもとしまして  
は、これも先ほど出ましたように、極力アメリカ  
に対しまして輸出削減は軽減するようにといふこ  
とで要請するようにいたしたいといふふうに考  
えておるわけでございます。

○増本委員 こういうようなことをやられると、  
これは大臣お見えになつておられますけれども、大  
臣が主張しておられるワン・ワールド・エコノ  
ミーというたてまえからいっても、それから直接  
狭い意味での非関税障壁ではないけれども、輸出  
の数量制限とか規制とか禁止といふようなことを

自国の都合だけでいきなりやったりするというようなことでは、これは国際的な協調という上からいっても非常に大きな問題だというように思うので、すね。こういうことを甘受するようだと、九月の総会で定められる新しい国際ラウンドに向かっても、やはり重大な態度でもって臨まなければならぬという結論が当然出てくるだろうと思うのですが、ひとつ大臣の國務大臣としての所見をお伺いしたいと思います。

○愛知國務大臣 いままで外務省なり農林省からも御説明があったと思えますけれども、端的に申しますと、具体的な措置をどういうふうに行なわれるつもりでやりましたものか、これを徹底的に照会というか、詰めていかなければならない。またその間において、日本側としての言うべき主張、それから日本として主張すべきことは十分に貫徹するようにしなければならぬ、こういうふうな考えをお持ちです。実は私も今回のこの措置についてはもちろん非常に大きな関心を持っておりまして、考えているいろいろなポイントについて、如才ないこととは思いますが、対米交渉について十分国民的に納得のいくような措置をとり得るようには実は要請をいたしておるような次第でございます。

この具体的な内容等についての先方の考え方というものをもう少し詰めてみないと、前提が十分明らかでございせんから、たとえばいまお尋ねの一種の非関税障壁ではないか、あるいはガットに違反するものではないかという具体的な点については、私も現段階ではちょっと所見を申し上げかねますけれども、とにかく食糧あるいは飼料というような日本としては非常に重大な関心のある問題でございまして、これが日本の利益に触れるようなことであつてはたいへんなこととございまして、同時にまたお話がございましたように、われわれのかねがね主張しておるワン・ワールド・エコノミー、あるいは関税障壁的な、保護貿易的な、保護主義的な、こういう逆行する

ようなことは、世界的な傾向としても決して望ましいことではない、そういう方向に向かつて政府としてもあらゆる努力を展開するつもりである、私はかように考え、かつ努力を続けたいと思っております。

○増本委員 とにかく、こういうアメリカの通商政策が出るたびに日本の食糧問題がかき回される。これはやはり何と云っても日本の食糧の自給率がきわめて低くて、この大豆の場合だと九二％アメリカから輸入を受けている。日本の財政面から見ましても、たとえば財政投融资でも今回、農業、林業に対する投資は前年と比べても減っているというふうなぐあいに見られるように、農業投資を政府がきちんとやらないといふこともこれは自給率を低めている、農業を破壊していく一つの政策的な問題として重大だということに思ふわけです。私たちが自給率を高め、それと同時に、こういう不当なことが野放しにされることのないように、いままでの対米従属的なこういう通商政策を根本的に改めて、やはりき然とした態度でこのアメリカの不当な行為をひとつ糾弾していくというふうな姿勢を強く望みたいと思ふのです。

外務省、先ほどの一九六九年の輸出規制法です、あの全文、私にいただけませんか。——すぐ下さい。

では、私の質問を終わります。

○鴨田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入るのであります。本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員会に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次に、内閣提出、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二十七日質疑を終了いたしました。

両案に対し、自由民主党を代表して、木村武千代君外四名よりそれぞれ修正案が提出されており

ます。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第一条のうち、第七条第一項第一号の改正規定中「二十二万八千円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第七十六条第二項ただし書の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千

百円」に改める。

第二条のうち、第七十九条の二第三項第一号の改正規定中「二十八万八千円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第八十八条第二項及び第三項第二号の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第二条のうち、別表第三の改正規定中「三六九、六〇〇円」を「三九三、六〇〇円」に、「三〇二、四〇〇円」を「三二一、六〇〇円」に、「二二〇、八〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改める。

第三条のうち、第十三条第二項の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千六百円」に改める。

第三条のうち、第三十二条の三第一項の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第三条のうち、第四十五条の三第二項の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千六百円」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約四億八千万円の見込みである。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法は規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を修正する。

第一条のうち、第四条第一項第一号の改正規定中「九百二十円」を「千円」に改める。

第二条のうち、第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項の改正規定中「九百二十円」を「千

円」に改める。

円」に改める。

○鴨田委員長 この際、提出者より両修正案の趣旨の説明を求めます。木村武千代君。

○木村(武千代)委員 たいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げます。

この修正案は、別途今国会に提出されております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案が修正され、厚生年金の基本年金のいわゆる定額部分を、原案の被保険者期間一月につき九百二十円から千円に引き上げることとしていることに伴いまして、国家公務員共済組合法に基づく年金の最低保障額等について所要の引き上げ措置を講じようとするものであります。

すなわち、退職年金の最低保障額につきましては、原案の三十二万二千四百円から三十二万六千四百円に、また、廃疾年金の最低保障額につきましては、原案の三十六万九千六百円から三十九万三千六百円に、二級に該当する者については同じく三十二万二千四百円から三十二万六千四百円に、三級に該当する者については同じく二十二万八千四百円から二十四万四千円に、さらに、遺族年金の最低保障額につきましては原案の二十三万五千二百円から二十五万四千四百円にそれぞれ引き上げることとするほか、通算退職年金のいわゆる定額部分につきましても所要の引き上げを行なうこととするものであります。

なお、本修正の結果、来年度以降の国の負担増となる額は平年度ベースで約四億八千万円と見込まれております。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げます。

この修正案も、厚生年金保険における修正内容にならないとして、通算退職年金の定額部分を原案の九百二十円から千円に引き上げることとするものであります。

以上が両修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいませようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、発言を許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては、やむを得ないものと認めます。

○鴨田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、本案に対する修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて

て、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、木村武千代君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤(山)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、最近におけるわが国経済社会の動きの中で、国民生活に大きな影響を与えているものに、人口の老齢化の進行と高齢者の立場の変化並びに賃金、物価の著しい上昇があります。

これらの現象を背景として、医療保険及び高齢者の生活保障の充実が強く要請されるに至っており、特に年金制度に対する期待と関心が一段と高まりつつあります。

国家公務員及び公共企業体職員の共済組合制度につきましても、これまで幾多の検討改善が加えられ、また、既裁定年金の額も、連年その引き上げがはかられてきたところであり、なお組合員及び年金受給者より、給付水準の引き上げと年金の実質価値保全のための具体的対策等が求められております。

本附帯決議案は、このような事情にかんがみ、共済組合の給付に要する費用負担とその給付内容のあり方、長期給付の財政方式等制度充実のため検討すべき諸点を取りまとめ、その実現方について、政府に一そうの努力を傾注されるよう要望するものであります。

もとより、これらの諸点を実現するに際しましては、他の公的年金制度との均衡、年金財政の長期見通しと財源負担の原則等解決すべき困難な諸問題が存することも十分に承知いたしておりますが、新制度発足以来すでに十数年を経過いたしており、また、国家公務員の共済組合につきましても、たまたま財源率の再計算期を来年に控えているというこの機会に、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資するという法の目的に照らし、共済組合制度全般について抜本的な検討を加えるべきであると考える次第であります。

したがって、この際、本委員会において議論が重ねられてまいりました共済組合制度改善のための諸問題につきまして、政府に特段の考慮を払うよう強く要請するものであります。

以上が本附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案及び昭和四十二年  
以後における公共企業体職員等共済組合法に  
規定する共済組合が支給する年金の額の改定  
に関する法律等の一部を改正する法律案に対  
する附帯決議(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記  
事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。  
一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその  
給付内容の改善については、他の公的年金制度  
との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずる  
よう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等  
共済組合からの年金については、国民の生活水準、  
国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価等  
の上昇を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全  
のための具体的な対策を早急に進めること。  
三 長期給付の財政方式については、賦課方式の  
問題も含めて検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、  
引きつづき一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共  
済組合同制度間の年金算定の基礎俸給、最低保  
障額等の差異については、是正するよう検討する  
こと。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険  
制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努める  
こと。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合におい  
て、医療給付の激変をさけるための措置をすみ  
やかに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が共済組合員とし  
ての資格を継続することについて検討するこ  
と。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行な  
われるため、運営審議会等において組合員の意  
向がさらに反映されるよう努めること。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わります

昭和四十八年七月十三日印刷

昭和四十八年七月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F

した。

おはかりいたします。  
本動議のごとく附帯決議を付するに御異議あり  
ませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり  
○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められて  
おりますので、これを許します。愛知大蔵大臣。  
○愛知国務大臣 たいま御決議のありました事  
項につきましては、政府といたしましても御趣旨  
に沿いまして十分検討したいと思存します。

○鴨田委員長 佐藤運輸政務次官。  
○佐藤(文)政府委員 たいま附帯決議のありま  
した事項につきましては、政府といたしまして御  
趣旨を体して十分検討したいと思存します。

○鴨田委員長 おはかりいたします。  
たいま議決いたしました両法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
任願いたしと存じますが、これに御異議ありませ  
んか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり  
○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

○「報告書は附録に掲載」  
○鴨田委員長 次に、通行税法の一部を改正する  
法律案を議題といたします。

通行税法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○鴨田委員長 まず、政府より提案理由の説明を  
求めます。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 たいま議題となりました通行  
税法の一部を改正する法律案につきまして、提案  
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、別途日本国有鉄道の運賃の改定につ  
いて御審議を願っておりますが、この際、通行税法  
についても所要の調整を加えるため、この法律案  
を提出した次第であります。

日本国有鉄道の旧二等寝台に相当するB寝台に  
ついては、現在、一般の乗客がこれを利用するこ  
とから通行税を非課税とするよう免税点を定めて  
おりますが、今回の運賃改定によりB寝台の料金  
も改定されることとなりますので、この際、通行  
税を非課税とすべき寝台料金の範囲の規定を改正  
し、一般の乗客が通常利用する寝台にかかる料金  
として政令で定めるものに対する通行税を非課税  
とするほか、所要の規定の整備をはかることとし  
ております。

以上、通行税法の一部を改正する法律案につ  
きまして、提案の理由とその内容の概要を申し上げ  
ました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださ  
いますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終わ  
りました。  
本案に対する質疑は後日に譲ります。  
次回は、公報をもってお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。  
午後零時四十五分散会

通行税法の一部を改正する法律案  
通行税法の一部を改正する法律  
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部  
を次のように改正する。

第三条中「一人一回ニ付千六百円ヲ超ユルモノ  
ニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係  
ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改  
める。

附則第四項中「急行料金若ハ準急行料金」を  
「若ハ急行料金」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行  
の日以後に領取する旅客運賃等(同法第二条に  
規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、  
準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等をい  
う。以下同じ)に係る通行税について適用し、  
同日前に領取した旅客運賃等に係る通行税につ  
いては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定  
により従前の例によることとされる通行税に係  
るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

理由  
通行税を非課税とされる鉄道等の寝台料金の範  
囲等について所要の規定の整備を図る必要があ  
る。これが、この法律案を提出する理由である。